指定給水装置工事事業者指定申請要項

１　指定給水装置工事事業者指定申請書

指定申請書、事業所の所在地及び主任技術者記入表、機械器具調書の３部に記入し、 　申請する（主任技術者記入表については給水装置工事主任技術者免状の写し、機械器　　具については写真、事業所の所在地については位置図・事業所の写真を添付すること）。

２　機械器具調書

機械器具調書は以下の４種類に分類して記入すること。

１　切断用の機械器具

２　加工用の機械器具

３　接合用の機械器具

４　水圧テストポンプ

３　誓約書

内容は以下のイからヘまでのいずれにも該当しないものであることの誓約である。

　イ　禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

ロ　法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな　　　　くなった日から２年を経過しない者

ハ　指定を取消され、その取消しの日から２年を経過しない者

ニ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。

ホ　法人であって、その役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者がある　　　　もの

４　添付書類

法人にあっては定款及び登記簿の謄本、個人にあっては住民票又は外国人登録証明書　　の写し。

５　指定手数料　５，０００円

６　指定の申請により指定を受けた時は指定を受けた日から１４以内に給水装置工事主任技術者選任・解任届出書を提出しなければならない。

鳴沢村簡易水道事業

管理者 鳴沢村長

担　当 振興課　水道係